

# シニアカー(ハンドル型電動車いす)置場の 設置状況について

# シニアカー（ハンドル型電動車いす）

## シニアカーとは

- ・ 足腰が悪く、歩行に困難を抱える高齢者の間で主に使用されている
- ・ 道路交通法上は「歩行者」であり運転に際して免許等は不要
- ・ 免許返納後の有効な移動手段として用いられることもある
- ・ 最高時速は約6 km（早歩き程度）

## 国内メーカーの状況

- ・ トヨタ、スズキ、ダイハツなど大手自動車メーカーが製造及び販売
- ・ スズキは製品名として「セニアカー」



スズキ（株）ホームページより引用 「セニアカー」

# シニアカーを取り巻く社会の現状 ①

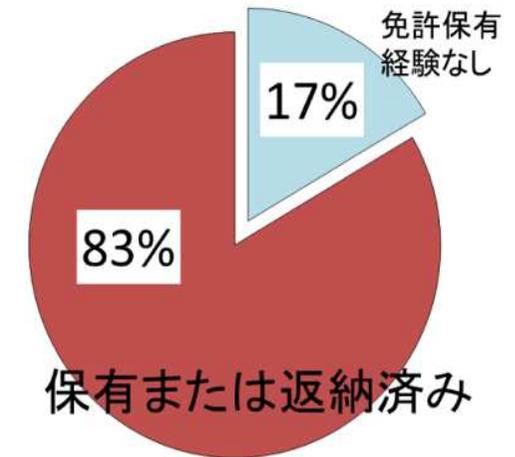
運転免許返納者数



3年間で約120万人が返納

## スズキセニアカー購入者と運転免許保有の関係

- 2016年以降の購入者

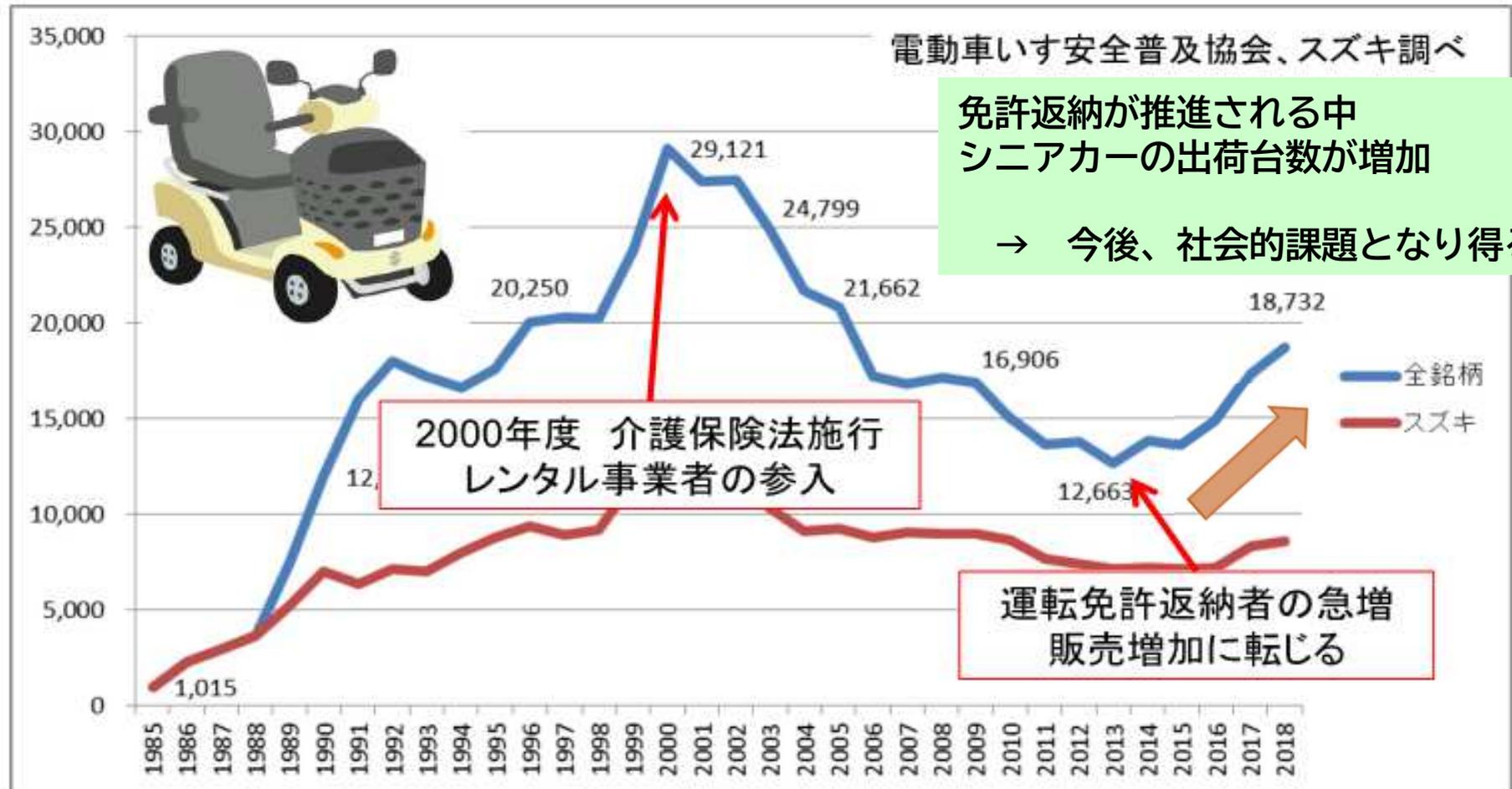


スズキ調べ

経済産業省HPから引用 (株)スズキ 作成資料

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/mobility/pdf/003\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mobility/pdf/003_03_00.pdf)

## シニアカーを取り巻く社会の現状 ②



経済産業省HPから引用 (株)スズキ 作成資料

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/mobility/pdf/003\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mobility/pdf/003_03_00.pdf)

# 県民からの意見

## 事例

### 【概要】

- ・ 集合住宅に暮らす県民（高齢者）が、自宅のそばにある駐輪場と市に対してシニアカー置場の設置を求めたが「スペースが無い」という理由で拒絶された。
- ・ 庭やガレージなど、自宅にシニアカーを置くスペースが少ない人にとって、駐輪場等に専用の置場がなければ、シニアカーを所有していても気軽に使用できない。
- ・ 既存の公共施設に、シニアカー置場を設置するようにしてほしい。

## 現状

- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例において、建築物や公共交通機関などの「整備項目」に駐輪場は含まれておらず、シニアカー置場に関する規定も存在しない。
- ・ 今後の検討のためにも、まず現状を把握する必要があると思われる。

# 現状把握に向けて：県内63市町村への照会

## 独自調査

福政第524号（令和7年2月21日）

市町村有施設の駐輪場等における  
シニアカー置場の設置状況等について

- ・市町村有の施設（庁舎、駐輪場等）でシニアカーの駐車を認めているか
  - ・シニアカー置場の設置について問い合わせや要望を受けているか
- 上記2点について、現状把握のため市町村の担当課に照会を行いました。あわせて、シニアカー置場の設置についての配慮を依頼しました。

福政第524号  
令和7年2月21日

各市町村 福祉のまちづくり主管課長 様

埼玉県福祉部福祉政策課長 鈴木 康之  
(公印省略)

市町村有施設の駐輪場等における  
シニアカー置場の設置状況等について（照会）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

主に高齢者が外出の際に使用するシニアカー（ハンドル型電動車いす）につきまして、貴市町村有施設での取扱いについて現状を把握するため調査をさせていただきます。大変お手数でございますが、別添の回答様式について記入の上、2月28日（金）までに下記担当まで回答をお願いいたします。

高齢者の増加に伴い、シニアカー使用に対する需要が今後高まりを見せる可能性がございますので、各市町村担当課におかれましても、シニアカー置場等の設置について、何卒御配慮をお願いいたします。

記

### 1 回答様式

様式 貴市町村有施設におけるシニアカー置場の設置状況等について  
※ファイル名は「様式+（市町村名）」としてください。

### 2 その他

- ・埼玉県福祉のまちづくり条例の「建築物」において、整備項目に駐輪場とシニアカーに関する事項は含まれておりませんが、このたび、実態把握を目的として調査をするものです。
- ・シニアカー（ハンドル型電動車いす）は道路交通法上「歩行者」であり、運転、利用に免許は必要ありません。

担 当 政策企画担当 川村・横田・半田  
電 話 048-830-3223  
E-Mail [a3380-08@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3380-08@pref.saitama.lg.jp)

# 市町村への照会の結果 ①

## 問1

貴市町村有施設において、駐輪場等にシニアカーの利用（駐車）を認めている施設はありますか

（回答内訳）

はい：33、いいえ：18、未回答：11

（回答から抜粋）

- シニアカー専用の駐車スペースは設けておらず、特に関連する規定もないが利用者から依頼があれば、庁舎の空きスペース等に駐車いただける
- シニアカー置場は設けていないが、事前にシニアカーでの来館がわかっている場合はイベント等の間シニアカーを室内でお預かりする。
- シニアカーを駐車したい旨の申し出があった場合は、注意して安全なスペースを利用いただくよう案内し、自己判断にて駐車は可能としている。



多くの市町村で、専用の置場は設けていないが、依頼があった場合には駐車を認めている。いいえと回答した市町村も同様である。

## 市町村への照会の結果 ②

### 問2

シニアカーの利用（駐車）について住民や障害者団体等から何か意見や要望を受けたことがある場合、その内容と、それに対して取られた対応を教えてください。



シニアカーの「乗り入れ」に関する事例について、回答がありました

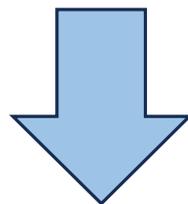
### 事例

- 住民から、シニアカーの**庁舎内乗入れの可否**について問い合わせがあった。
- 運用についてルールが決まっていなかったため、車いすなどの補装具同様とみなして乗り入れは可能と回答した。
- しかし、庁舎内の通路には狭い場所が多数あるほか、庁舎が高層であるため来庁者の多くはエレベーターでの移動が必要となり、通路やエレベーター内などで他の来庁者と接触する危険性があると判断したことから、運用を変更した。
- シニアカーで来庁した方については、**庁舎内では原則として車いすへの乗り換え**をお願いすることとした。

# 市町村への照会結果を踏まえての対応

## 現状

- ・ 公共施設の多くは、駐輪場等においてシニアカーの駐車を認めている
- ・ シニアカー置場がない場合でも、要望や問い合わせがあればできる限り対応している
- ・ 公共施設や公共交通機関において、現状、配慮がなされている



## 対応

- ・ 利用者が生活する地域において、今後も引き続き、個別に対応いただくことが望ましい。
- ・ 引き続き、市町村に対して配慮を呼びかけていく。

# (参考) 社会の中でのシニアカー

## 公共交通機関

JR東日本ホームページ「車椅子をご利用のお客様へ」より



現在のページは  
歩行の不自由なお客さまへ  
車いすをご利用のお客様さまへ です。

障害者手帳をお持ちの方、ご高齢の方、お怪我をされている方等、お身体が不自由であったり、歩行が困難な方は車いすで鉄道をご利用になれます。



手動車いす



ジョイスティック型電動車いす



ハンドル形電動車いす

シニアカーは、サイズ（大きすぎない）・直角路走行性能（切り返しの性能）・180度回転性能（その場にとどまった状態での回転性能）などの条件を満たす場合、一部列車で利用が可能



駅・電車を利用する一般利用者に危険がない、通行を妨げない範囲で許可